

## 第4号議案－1

### 広島県教育委員会規則の一部改正について

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和4年3月14日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

#### 1 提案の趣旨

おおむね6年ごとに行うこととされている、へき地学校等の指定の見直しを行う必要があるため、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成24年広島県教育委員会規則第2号）の一部を改正する。

#### 2 改正案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

令和4年4月1日

#### 4 根拠規定

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）

（へき地手当等）

第9条（略）

2 へき地学校及び準へき地学校は、へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号。以下「施行規則」という。）で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会規則で指定する。

3～5（略）

第10条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は施行規則で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い教育委員会規則で指定する学校等（以下「特地学校」という。）に該当するときは、当該職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。

2～6（略）



広島県教育委員会規則第 号

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第十条関係）		別表第三（第十条関係）	
級地区分	学 校 等 名	級地区分	学 校 等 名
一級	三原市立大和小学校 〃 鷺浦小学校 三次市立作木小学校 庄原市立小奴可小学校  〃 高野小学校 安芸高田市立川根小学校 〃 高宮小学校 山県郡安芸太田町立筒賀小学校 〃 〃 戸河内小学校 校 〃 北広島町立豊平小学校 世羅郡世羅町立せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 〃 〃 豊松小学校 呉市立豊浜中学校 三原市立大和中学校 三次市立作木中学校 庄原市立高野中学校 安芸高田市立高宮中学校 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校 〃 北広島町立豊平中学校 世羅郡世羅町立世羅西中学校 神石郡神石高原町立神石高原中学校 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市高野学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場 〃 北広島町豊平学校給食センター 世羅郡世羅町せらにし学校給食	一級	三原市立大和小学校  三次市立作木小学校 庄原市立小奴可小学校 〃 八幡小学校 〃 高野小学校 安芸高田市立川根小学校 〃 高宮小学校 山県郡安芸太田町立筒賀小学校  〃 北広島町立豊平小学校 世羅郡世羅町立せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 〃 〃 豊松小学校 呉市立豊浜中学校 三原市立大和中学校 三次市立作木中学校 庄原市立高野中学校 安芸高田市立高宮中学校 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校 〃 北広島町立豊平中学校 世羅郡世羅町立世羅西中学校 神石郡神石高原町立神石高原中学校 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市高野学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場 〃 北広島町豊平学校給食センター 世羅郡世羅町せらにし学校給食

	センター 神石郡神石高原町豊松学校給食 共同調理場
二級	呉市立豊小学校  廿日市市立吉和小学校 山県郡北広島町立芸北小学校 豊田郡大崎上島町立木江小学校 神石郡神石高原町立神石小学校 廿日市市立吉和中学校 山県郡北広島町立芸北中学校 廿日市市吉和学校給食センター 山県郡北広島町芸北学校給食セ ンター

	センター 神石郡神石高原町豊松学校給食 共同調理場
二級	呉市立豊小学校 大竹市立栗谷小学校 廿日市市立吉和小学校 山県郡北広島町立芸北小学校 豊田郡大崎上島町立木江小学校 神石郡神石高原町立神石小学校 廿日市市立吉和中学校 山県郡北広島町立芸北中学校 廿日市市吉和学校給食センター 山県郡北広島町芸北学校給食セ ンター

別表第四（第十条関係）

区 分	学 校 等 名
準へき地 学校	尾道市立百島小学校 〃 瀬戸田小学校 福山市立広瀬学園小学校  三次市立三和小学校  庄原市立比和小学校  山県郡北広島町立大朝小学校 尾道市立百島中学校 〃 瀬戸田中学校 福山市立広瀬学園中学校 三次市立三和中学校 庄原市立比和中学校 山県郡北広島町立大朝中学校 尾道市瀬戸田学校給食センター 三次市三和学校給食共同調理場 庄原市比和学校給食共同調理場  山県郡北広島町大朝学校給食共 同調理場

別表第四（第十条関係）

区 分	学 校 等 名
準へき地 学校	三原市立鷺浦小学校 尾道市立百島小学校 〃 瀬戸田小学校 福山市立広瀬小学校 〃 内浦小学校 三次市立三和小学校 〃 小童小学校 庄原市立比和小学校 山県郡安芸太田町立上殿小学校 〃 〃 戸河内小学 校  尾道市立百島中学校  福山市立広瀬中学校 三次市立三和中学校 庄原市立比和中学校  尾道市瀬戸田学校給食センター 三次市三和学校給食共同調理場 庄原市比和学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町戸河内学校給 食共同調理場

別表第五（第十二条関係）

区 分	学 校 等 名
特地学校	三次市立川西小学校 〃 小童小学校  神石郡神石高原町立三和小学校 山県郡北広島町立新庄小学校  神石郡神石高原町立三和中学校

別表第五（第十二条関係）

区 分	学 校 等 名
特地学校	竹原市立仁賀小学校 三次市立川西小学校  庄原市立粟田小学校 山県郡北広島町立大朝小学校 神石郡神石高原町立三和小学校  山県郡北広島町立大朝中学校 神石郡神石高原町立三和中学校

〃 神石高原町三和給食共同調理場	山県郡北広島町大朝学校給食共同調理場 神石郡神石高原町三和給食共同調理場
------------------	---

附 則

この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 第4号議案－2

### 広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正について、次のとおり提案します。

令和4年3月14日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

#### 1 提案の趣旨

人事評価の適切な実施等の観点から、業績評価書に「面談実施日」の記載欄を設けることとし、関係規則等の一部改正を行う。

#### 2 一部改正する規則等

- (1) 広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則
- (2) 広島県立学校職員の人事評価に関する訓令

#### 3 規則等案

別紙のとおり

#### 4 施行期日

令和4年4月1日

#### 5 根拠規定

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第23条の2 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

- 2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。



**広島県教育委員会規則第 号**

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

**広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則**

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年広島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号を次のように改める。



様式第2号 (第12条関係)

令和年度業績評価(自己申告)書

所属 (所属における組織の目標のうち「年間目標」と関連する事項)	氏名	職名	分掌(主任・担当学年・教科等)	年齢	歳	在職年数	年	月																																						
(昨年度の成果と課題)																																														
重	年間目標	達成の手立て (上半期)	上半期評価(9月30日時点)			下半期評価																																								
			職員記入欄 取組内容についての自己評価	達成度 評価	コメント	プロセス 評価	職員記入欄 取組内容についての自己評価	達成度 評価	コメント	プロセス 評価																																				
1		(修正) ----- (追加・修正)																																												
2		(修正) ----- (追加・修正)																																												
3		(修正) ----- (追加・修正)																																												
<b>【指導・助言欄】</b>																																														
<table border="1"> <tr> <th>評点</th> <th>達成目標評価基準</th> </tr> <tr> <td>5</td> <td>〇目標は達成されたにもかかわらず、目標を上回る成果を挙げた。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>〇目標を上回る成果を挙げた。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>〇目標をほぼ達成した。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>〇目標は達成されたが、本人に要求されるレベルは満たしていない。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>〇目標を大きく下回り、特定の成果が認められない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇通常の努力によって得られるはずの成果に及ばない。</td> </tr> </table>			評点	達成目標評価基準	5	〇目標は達成されたにもかかわらず、目標を上回る成果を挙げた。	4	〇目標を上回る成果を挙げた。	3	〇目標をほぼ達成した。	2	〇目標は達成されたが、本人に要求されるレベルは満たしていない。	1	〇目標を大きく下回り、特定の成果が認められない。		〇通常の努力によって得られるはずの成果に及ばない。	<table border="1"> <tr> <th>評点</th> <th>プロセス評価評価基準</th> </tr> <tr> <td>5</td> <td>業務の目的や実施すべき対応の時期において適切に業務を行うとともに、目標達成に向けた努力が十分である。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>自己の活動内容が評価が認められ、まじめな取り組みがなされたことについて整理し、課題を認識している。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>上記の振り返りがあっても、改善策を十分に実行している。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>〇業務の振り返りが十分であるが、本人に要求されるレベルは満たしていない。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>〇業務の振り返りが十分であるが、本人に要求されるレベルは満たしていない。</td> </tr> </table>			評点	プロセス評価評価基準	5	業務の目的や実施すべき対応の時期において適切に業務を行うとともに、目標達成に向けた努力が十分である。	4	自己の活動内容が評価が認められ、まじめな取り組みがなされたことについて整理し、課題を認識している。	3	上記の振り返りがあっても、改善策を十分に実行している。	2	〇業務の振り返りが十分であるが、本人に要求されるレベルは満たしていない。	1	〇業務の振り返りが十分であるが、本人に要求されるレベルは満たしていない。	<table border="1"> <tr> <th>評点</th> <th>プロセス評価評価基準</th> </tr> <tr> <td>5</td> <td>〇本人に要求される水準を大きく上回っており、他の職員の間で模範となる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。</td> </tr> </table>			評点	プロセス評価評価基準	5	〇本人に要求される水準を大きく上回っており、他の職員の間で模範となる。	4	〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。	3	〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。	2	〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。	1	〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。
評点	達成目標評価基準																																													
5	〇目標は達成されたにもかかわらず、目標を上回る成果を挙げた。																																													
4	〇目標を上回る成果を挙げた。																																													
3	〇目標をほぼ達成した。																																													
2	〇目標は達成されたが、本人に要求されるレベルは満たしていない。																																													
1	〇目標を大きく下回り、特定の成果が認められない。																																													
	〇通常の努力によって得られるはずの成果に及ばない。																																													
評点	プロセス評価評価基準																																													
5	業務の目的や実施すべき対応の時期において適切に業務を行うとともに、目標達成に向けた努力が十分である。																																													
4	自己の活動内容が評価が認められ、まじめな取り組みがなされたことについて整理し、課題を認識している。																																													
3	上記の振り返りがあっても、改善策を十分に実行している。																																													
2	〇業務の振り返りが十分であるが、本人に要求されるレベルは満たしていない。																																													
1	〇業務の振り返りが十分であるが、本人に要求されるレベルは満たしていない。																																													
評点	プロセス評価評価基準																																													
5	〇本人に要求される水準を大きく上回っており、他の職員の間で模範となる。																																													
4	〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。																																													
3	〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。																																													
2	〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。																																													
1	〇主体的に目標達成の必要に応じて、本人に要求される水準を上回っている。																																													
【自由記述欄】			<p>当初面談：令和 年 月 日</p> <p>中間面談：令和 年 月 日</p> <p>最終面談：令和 年 月 日</p>			<table border="1"> <tr> <th>上半期</th> <th>下半期</th> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>総合評価</td> </tr> </table>			上半期	下半期	総合評価	総合評価																																		
上半期	下半期																																													
総合評価	総合評価																																													

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列3とする。

附 則

この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。

**広島県教育委員会訓令第 号**

県 立 学 校

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

**広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令**

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第12条関係)

令和年度業績評価(自己申告)書

所属 (所属における組織の目標のうち「年間目標」と関連する事項)	氏名	職名	分掌(主任・担当学年・教科等)	年齢	歳	在職年数	年	月
(昨年度の成果と課題)								
重	年間目標	達成の手立て (上半期)			評価書記入欄			
		取組内容について の自己評価	達成度 評価	コメント	達成度 評価	コメント	達成度 評価	コメント
1	(修正)	(追加・修正)						
2	(修正)	(追加・修正)						
3	(修正)	(追加・修正)						

【省導・助言欄】

【省導・助言欄】	達成の手立て (下半期)	評価書記入欄	達成度 評価	コメント	達成度 評価	コメント	達成度 評価	コメント	達成度 評価
	取組内容について の自己評価	達成度 評価	コメント	達成度 評価	コメント	達成度 評価	コメント	達成度 評価	コメント
1	(追加・修正)								

評点	プロセツ評価(評価基準)
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人に要求される水準を著しく回っており、他の職員の間接である。</li> <li>○総合的に行指の必要が全くない(後継である)。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な問題等はほとんどなく、本人に要求される水準を上回っている。</li> <li>○総合的に行指の必要がほとんどない(後継である)。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な問題等は多少あるが、後継には支障がなく、本人に要求される水準に達している。</li> <li>○総合的に行指の必要が多少ある(後継である)。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な問題等が目につき、後継にも若干の支障を来しており、本人に要求される水準を下回っている。</li> <li>○総合的に行指の必要がある。</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な問題等が顕著であり、後継に支障を来しており、本人に要求される水準を大きく下回っている。</li> <li>○総合的に行指の必要が顕著である。</li> </ul>

評点	プロセツ評価(評価基準)
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標の達成に必要となる事項について、適切に業務を遂行し、目標達成に貢献している。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献している。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほぼ達成されている。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献している。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、一部達成されている。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献している。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほとんど達成されていない。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献していない。</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほとんど達成されていない。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献していない。</li> </ul>

評点	達成度評価(評価基準)
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほぼ達成されている。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献している。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、一部達成されている。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献している。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほとんど達成されていない。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献していない。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほとんど達成されていない。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献していない。</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほとんど達成されていない。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献していない。</li> </ul>

評点	達成度評価(評価基準)
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほぼ達成されている。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献している。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、一部達成されている。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献している。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほとんど達成されていない。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献していない。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほとんど達成されていない。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献していない。</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成に必要な事項が、ほとんど達成されていない。</li> <li>○自己の活動内容が、目標達成に貢献していない。</li> </ul>

上半期 総合評価	下半期 総合評価

当初面談： 令和 年 月 日  
 中間面談： 令和 年 月 日  
 最終面談： 令和 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列3とする。

附 則

この教育委員会訓令は、令和四年四月一日から施行する。